

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成 2 9 年 3 月 8 日 (水)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

目 次

1	地域生活支援事業等の円滑な実施等について……………	1
2	意思疎通支援について……………	8
3	障害者の社会参加の促進について……………	15

○資料

1－1	平成 29 年度予算案における地域生活支援事業等の拡充について…	27
1－2	地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表(案) ……………	28
1－3	地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付 要綱新旧対照表(案) ……………	70
1－4	地域生活支援事業等補助金に係るスケジュール……………	90
1－5	地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況……………	91
1－6	移動支援の実施状況【都道府県別】……………	92
1－7	地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】……………	93
1－8	理解促進研修・啓発事業の取組事例……………	94
1－9	自発的活動支援事業の取組事例……………	95
1－10	「平成 28 年度版障害者白書(抜粋)」参照……………	96
2－1	意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】……………	99
2－2	要約筆記者指導員養成研修 年度別受講・修了者数の推移……………	103
2－3	失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて……………	104
2－4	聴覚障害者情報提供施設設置状況……………	105
2－5	視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要……………	106
2－6	I Tサポートセンターの事業取組状況……………	107

2－7	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・ コミュニケーション支援について（例）	108
2－8	平成 29 年度内閣府防災部門予算案	109
2－9	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について	113
2－10	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	114
3－1	障害者の芸術文化活動支援の概要	115
3－2	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の案内、行事	131
3－3	身体障害者補助犬関係資料	133
3－4	認定補聴器専門店と認定補聴器技能者	135
3－5	障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等	136

1 地域生活支援事業等の円滑な実施等について

(1) 平成 29 年度予算案

来年度予算案においては、地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じ、効率化・重点化を図りつつ事業の着実な実施を図ることとしている。

また、地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけ、5 割等の補助率を確保し質の高い事業の実施を図ることとしている。

これに伴い、補助金の名称を「地域生活支援事業費補助金」から「地域生活支援事業費等補助金」に改め、488 億円の予算額を確保している。

各自治体においては、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の趣旨を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に事業が展開されるようお願いする。

(資料 1 - 1) 平成 29 年度予算案における地域生活支援事業等の拡充について

ア 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（454億円）を確保している。具体的には、必須事業への更なる支援を図る観点から、一部の事業を地域生活支援促進事業へ移行したほか、必要な事業の追加・拡充を行うこととしている。

なお、見直しの内容は以下のとおりである。

1 追加・拡充

- ・手話通訳者の設置がない市町村窓口における遠隔手話通訳サービスの実施
(意思疎通支援事業<市>、手話通訳者設置事業<県>)
- ・発達障害者支援地域協議会の設置、運営を必須事業化<県>
- ・精神障害者地域生活支援広域調整等事業の設置主体の拡充<県>
(保健所設置市、特別区の追加)
- ・精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修<県>
- ・障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業<県>

2 地域生活支援促進事業への移行

- ・発達障害者支援体制整備事業<県>
- ・障害者虐待防止対策支援事業<市、県>
- ・重症心身障害児者コーディネーター等養成研修事業<県>
- ・強度行動障害支援者養成研修事業<県>
- ・成年後見制度普及啓発事業<市、県>
- ・障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業<県>

3 事業の廃止

- ・自治体の判断で実施されているその他事業を廃止（重要な事業は地域生活支援促進事業の特別促進事業として実施）<市、県>

イ 地域生活支援促進事業

地域生活支援促進事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（34億円）を確保し、発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等の事業を実施する。

その事業の内容は以下のとおりである。

- 1 地域生活支援事業からの移行
 - ・発達障害者支援体制整備事業
 - ・障害者虐待防止対策支援事業
 - ・重症心身障害児者コーディネーター等養成研修事業
（「医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業」に名称変更）
 - ・強度行動障害支援者養成研修事業
 - ・成年後見制度普及啓発事業
 - ・障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業
 - ・特別促進事業
- 2 その他補助事業からの移行
 - ・発達障害児者地域生活支援モデル事業
 - ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業
 - ・工賃向上計画支援事業
 - ・障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）
 - ・就労移行等連携調整事業
 - ・障害者芸術・文化祭開催事業
- 3 新規事業
 - ・障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業
 - ・アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業
 - ・薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業
 - ・ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業
 - ・「心のバリアフリー」推進事業

具体的な事業内容については、参考資料として掲載している「地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）」を参照されたい。

（資料 1－2）地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）

ウ 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

地域生活支援事業は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。

一方、地域生活支援促進事業については、地域生活支援事業に含まれる事業やその他補助事業のうち、国として促進すべき事業として特別枠に位置づけ、5割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図ることとしており、事業ごとに交付する補助金によりそれぞれの事業を実施することとしている。

従って、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の執行に当たっては留意されたい。

エ 平成 29 年度の実施方針と補助金の配分方法

- (ア) 地域生活支援事業については、昨年度に引き続き、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とする。これを踏まえ、補助金の配分は必須事業の実績等を最大限配慮することとする。

また、任意事業のうち、地域の要望に応じて市町村又は都道府県の判断により支援を行うことができるとしている事業（「その他日常生活支援」、「その他社会参加支援」、「その他権利擁護支援」、「その他就業・就労支援」）については、平成 29 年度予算案において廃止することとしているが、特に重要な事業については、厚生労働省に協議のうえ地域生活支援促進事業の特別促進事業で実施できることとしている。

- (イ) 地域生活支援促進事業については、各事業に係る補助基準額を補助金交付要綱に定めて実施することとしている（一部の事業及び特別促進事業については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする）。

- (ウ) 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業に係る地域生活支援事業費等補助金の交付スケジュールは、別添（資料 1－4）を予定している。

なお、地域生活支援事業の特別支援事業、地域生活支援促進事業の一部事業及び特別促進事業については、各自治体より国庫補助協議をして頂くこととしているが、具体的な取扱いや進め方については、予算成立後に速やかにお示しする。

（資料 1－4）地域生活支援事業等補助金に係るスケジュール（案）

（２）地域生活支援事業等実施要綱及び補助金交付要綱の一部改正内容

上記「（１）平成 29 年度予算案」の内容を踏まえ、地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業に係る実施要綱及び補助金交付要綱の一部改正を予定しており、予算が成立し次第、改正通知を速やかに発出することとしている。

（資料 1－2）地域生活支援事業等実施要綱新旧対照表（案）

（資料 1－3）地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱新旧対照表（案）

（３）必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとされている必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、平成 27 年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施して

いない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。併せて、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

(4) 地域生活支援事業の適正な実施

ア 事業者に対する指導の実施

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、これまで、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業等において、事業者の不正受給事案等が生じていた旨の報告を受けている。

各自治体においては、引き続き、事業者に対する指導・点検をお願いしたい。

イ 地域生活支援事業の補助対象外事業

地域生活支援事業の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱において次のように明記している。

【地域生活支援事業実施要綱（抜粋）】

6 留意事項

(4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

しかしながら、一部の市町村においては、

- 交付税措置されている地域活動支援センターの基礎的事業を「その他の事業」に位置付けている
- 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」や「その他の事業」に位置付けている
- 電話の通話料金や補装具の利用者負担を助成する事業を「その他の事業」に位置付けている
- 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去において見受けられた。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認していただくようお願いする。

ウ 障害特性に配慮したサービス提供の推進

関係団体から、障害福祉サービス事業者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に配慮した取組みを推進して欲しい旨の意見が寄せられている。

各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

(5) 地域生活支援事業における利用者負担

平成 22 年 4 月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る負担能力に応じた利用者負担について検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

（資料 1－5）地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況

（平成 28 年度）

(6) 移動支援事業

ア 効果的・効率的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについても配慮願いたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、実施していない市町村においては活用を図られたい。

（資料 1－6）移動支援の実施状況【都道府県別】

イ 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

(7) 地域活動支援センターの安定的な運営の確保

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

(資料 1－7) 地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

(8) 心のバリアフリーを広めるための取組について

ア 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」

平成 29 年 2 月 20 日に第一回ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議が開催され、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（以下「行動計画」という。）が決定された。

この行動計画は、昨年 2 月に設置されたユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議において、様々な障害団体の参画を得て、共生社会の実現に向けた施策を総合的に検討された内容となっている。

行動計画に示された心のバリアフリーを広げるための地域における取組や障害のある人による取組については、地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業の活用が期待されていることから、各自治体において積極的な取組をお願いしたい。

また、都道府県においても管内市町村が実施する理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業との連携や調整、広域的な事業の実施など心のバリアフリーを広めるための取組が実施できるよう、地域生活支援促進事業に「心のバリアフリー」推進事業」を創設しているので、積極的な取組をお願いしたい。

なお、理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業について、平成 28 年度の取組事例をまとめているが、今後、心のバリアフリーを広めるための好事例の収集を検討しているので協力願いたい。

(資料 1－8) 理解促進研修・啓発事業の取組事例

(資料 1－9) 自発的活動支援事業の取組事例

イ 障害者に関するマークの紹介等や取組について

「理解促進研修・啓発事業」の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等（「平成 28 年度版障害者白書（抜粋）」参照）については、障害者等に対する理解を深めるため、普及・啓発を目的とした広報活動の実施についても引き続きお願いする。

また、障害者等に対する取組については、例えば東京都のヘルプマークや鳥取県のあいサポート運動などの取組が実施されているので、今後検討される場合には参考とされたい。

（資料 1－10）「平成 28 年度版障害者白書（抜粋）」参照

（参考）ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（抄）

Ⅱ. 「心のバリアフリー」

2. 具体的な取組

3) 地域における取組

共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障害のある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していなくてはならない。そのためには、障害のある人が生活する地域において、そこに住む人々とのつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取組が展開される必要がある。また、その際には、障害には重複障害を含め、様々な種類や程度があることについても、理解が促進されるよう取り組むことが必要である。また、地域における取組の実施に当たっては、障害のある人自身や障害者団体が主体的にかかわることが期待される。

（具体的施策）

①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

平成 28 年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行えるよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。〔厚生労働省等〕

5) 障害のある人による取組

共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるためには、障害のある人自身やその家族が、「障害の社会モデル」を踏まえて自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルを身に付けることが重要であり、そのために障害のある人自身やその家族を支援することも必要である。

（具体的施策）

□障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための

取組を進める地方自治体を支援する。また、ピアサポート（障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや情報交換のできる交流）などの取組を進める地方自治体を支援する。更に、平成 29 年度以降、この取組を広めていくために必要な周知啓発を障害者団体に対して行う。〔厚生労働省、内閣官房〕

2 意思疎通支援について

（１）意思疎通支援の強化等

ア 意思疎通支援事業

地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業の実施体制については、資料 2－1 のとおりである。都道府県等におかれては、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成 25 年 3 月 27 日障企自発 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、引き続き適切な実施及び実施率の向上に努めていただきたい。

また、意思疎通支援を強化するため、意思疎通支援を行う者の派遣や養成において充実を図った場合等には、地域生活支援事業の特別支援事業により支援することとしているほか、社会福祉法人全国手話研修センターによる手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修について、平成 29 年度も引き続き実施することとしているので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

また、平成 29 年度から、手話通訳者の設置がない市町村窓口等において、遠隔手話通訳サービスを導入した場合にも、地域生活支援事業の対象とすることとしている。

本改正は、聴覚障害者に対する意思疎通支援体制の強化の一手段として、手話通訳者の設置が困難な自治体に限り対象とするものと考えており、現在設置されている手話通訳者の代替として遠隔手話通訳サービスを導入することを想定しているものではないことにご留意いただきたい。

（資料 2－1）意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】

イ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

事業実施にあたっては、次に掲げる事項について御留意願いたい。

- 視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努められたい
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと
- 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、必要な支援体制が早期に整備できるよう都道府県における実施も検討されたいこと
- 平成 27 年 12 月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、対象者に失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重度の身体障害、難病を新たに明記し、

対象者を明確化したので、引き続き、事業実施について留意されたいこと。また、平成 28 年 6 月 28 日付障害保健福祉部企画課長通知により、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が入院する際に、意思疎通支援事業が利用可能であることを周知したところであるので、ご留意願いたいこと

- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となっていること
具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について必須事業として行うこと
- また、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成についても「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施することが可能となっているので、ご留意願いたいこと
- 「音声コード普及のための研修」については、障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業である「理解促進研修・啓発事業」を活用する等音声コードの普及を促進していただきたいこと

ウ 要約筆記者の養成及び派遣

要約筆記者派遣事業については、平成 23 年度に新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成・派遣することとし、平成 25 年度からは、要約筆記者派遣事業には原則として登録試験を合格した「要約筆記者」を派遣することとしているところである。

平成 29 年度も引き続き、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に参加の少ない都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣していただくとともに、その研修修了者を活用して、各都道府県等において確実に養成研修事業を実施していただきたい。

(資料 2－2) 要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況

エ 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

失語症者に対する意思疎通支援については、平成 26 年度及び 27 年度において、失語症者向け意思疎通支援者養成のためのカリキュラム等の検討について調査研究事業を実施した。

平成 28 年度においては、失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム検討会を実施し、カリキュラム(案)の検証を行い、養成研修テキストを作成するとともに、地域生活支援事業の特別支援事業により、失語症者向け意思疎通支援事業について、各地域の言語聴覚士協会と共同して失語症向け意思疎通支援事業をモデル的に実施したところである。

平成 29 年度は、平成 30 年度以降の失語症者向け意思疎通支援者養成及び派遣事業の全国展開を目指し、(一社)日本言語聴覚士協会の協力のもと、養成研修の講師となる人材の養成を進めることとしている。

なお、各自治体においては、将来的な全国展開に向け、引き続き特別支援事業を活用した事業の実施に取り組むなどの対応をお願いしたい。

(資料 2－3) 失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて

(2) 情報・コミュニケーション支援

ア 視聴覚障害者への情報提供体制

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第 22 条(情報の利用におけるバリアフリー化等)において、より一層の充実が求められている。

こうした中、視聴覚障害者情報提供施設については、東日本大震災直後から被災地への手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動を支援するなど、地域における視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の拠点としての機能を果たしているところである。

今後も災害時における被災障害者の安否確認や、避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

このようなことから、聴覚障害者情報提供施設は、平成 24 年度までの「重点施策実施 5 ヶ年計画」において、全県設置を目指すとともに、新たに策定した平成 25 年度から平成 29 年度までの「第 3 次障害者基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として掲げているところである。

しかしながら、平成 28 年 12 月末現在、全国で 52 施設(指定都市を含む)の設置にとどまっていることから、引き続き、未設置の自治体におかれては、設置についての検討をお願いする。

(資料 2－4) 聴覚障害者情報提供施設設置状況

イ 視聴覚障害者情報提供施設に係る運営費

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとしている。

また、国際障害者交流センター(「ビッグ・アイ」)が実施する「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域において実践的救援訓練を実施した場合、その費用については「施設機能強化推進費」の「総合防災対策強化事業」の対象としているので活用いただきたい。(平成 25 年 5 月 20 日付事務連絡 「「災害時視聴覚障害者リーダー養成研修事業」の研修終了者を活用した地域における実践的救援訓練について」)

また、身体障害者保護費国庫負担金については、平成 22 年度の決算検査報告において、対象外経費への不適切な支出についての指摘を受けているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

ウ 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の運用

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の運用開始（平成 22 年 4 月から）により、身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようになったが、さらに、平成 28 年度予算においてサピエを活用し地域生活情報の提供等を行う「視覚障害者用地域情報提供事業」を地域生活支援事業に追加したところであるので、当該事業の実施について、引き続き検討をお願いする。

また、全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、地域の聴覚障害者への映像情報等の提供を推進したところであり、視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、引き続き視聴覚障害者情報提供施設に整備した機能の有効活用をお願いしたい。

（資料 2－5）視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

エ 点字図書、大活字図書等の給付

視覚障害者が情報を得るために必要な「点字図書」や「大活字図書」、「DAISY 図書」などについては、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業において利用者の状況等に応じて柔軟に支給できることとなっているので、引き続き、各市町村においては、地域の障害者の実情やニーズ等を十分に踏まえた上で、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

オ 手話通訳者等の人材養成

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・手話通訳者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し、全国的規模で実施しているところである。平成 29 年度も引き続き同様の実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成 25 年度から手話奉仕員養成研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業としたところであり、手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を社会福祉法人全国手話研修センターに委託して実施しているので、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

カ 障害者の情報通信技術の利用機会拡大

情報通信における情報アクセシビリティの向上については、障害者基本計画において、IT の活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者の IT の利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域生活支援事業等を活用し、地域における IT 支援の総合サービス拠点となる障害者 IT サポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティアの養成・派遣等を積極的に実施していただくようお願いしたい。

(資料 2－6) ITサポートセンターの事業取組状況

(3) 災害時における視聴覚障害者支援

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策について、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月内閣府（防災担当））」をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、災害発生時には、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援、災害時に活用可能なラジオや聴覚障害者用情報受信装置などを活用した情報提供など障害特性に応じた配慮をお願いしたい。

(資料 2－7) 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）

さらに、被災した障害者に対する支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。

また、避難所（福祉避難所を含む。）及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用が可能であるとともに、避難訓練等の災害対策活動を実施する場合には同事業の「自発的活動支援事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いするとともに、内閣府（防災担当）の災害予防関係事業についても活用が可能であることから併せて周知をお願いしたい。

(資料 2－8) 平成 29 年度内閣府防災部門予算案
(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/index.html>)

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（日本赤十字社 HP:<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/document/>）が公表されているところであるので参照されたい。

(4) 盲ろう者向け福祉施策

ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進

「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成 25 年 4 月から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであるが、都道府県のみならず、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。

なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間も、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられるよう都道府県と連携するようご留意いただきたい。

(資料 2－9) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

また、平成 23 年 10 月から「同行援護」が施行されたが、盲ろう者に対するコミュニケーション支援は、触手話や指点字など視覚障害者(児)への支援方法とは異なるものであることから、多くの盲ろう者に対する支援は、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」において引き続き実施する必要があるので、今後とも本事業の推進が図られるようお願いしたい。

同じく、養成研修事業についても、平成 25 年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであり、全都道府県において実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。同養成研修事業の講師については、「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」(社会福祉法人全国盲ろう者協会において実施)や、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」(国立障害者リハビリテーションセンターにおいて平成 27 年度まで実施)の修了者が望ましいので、活用をお願いしたい。また、全国での研修実施体制確保のため、「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」へ積極的に受講者を派遣されたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の実施に当たっては、「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について(平成 25 年 3 月 25 日障企自発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)」をお示ししており、このカリキュラムを参考に同事業の実施に努めていただきたい。

イ 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施等について

平成 22 年度及び平成 23 年度において、盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練等の確立を図るため、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、宿泊型生活訓練が可能な機関及び関係団体が協同して宿泊型のモデル事業を実施し、盲ろう者のための支援マニュアルが作成されたところである。

平成 24 年度以降は、そのマニュアルを用いて、盲ろう者に対してコミュニケーション、家事、歩行、パソコン操作等の生活訓練のモデル事業や、上記のモデル事業の対象者のフォローアップ調査を社会福祉法人全国盲ろう者協会に委託して実施しているところであるので、ご承知おきいただきたい。

(5) 行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の動向を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、厚生労働省においては、平成 28 年度に、庁舎内の点字ブロックの拡充や、来訪者受付への情報支援機器（聞こえをサポートするスピーカー及び遠隔手話通訳サービス等が利用可能なタブレット）の設置を行ったところであるが、各自治体におかれても、情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 90 号）が平成 23 年 8 月 5 日に公布・施行され、第 3 条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされ、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外に F A X 番号又はメールアドレスの周知

[参考 1] 内閣府 HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasai.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考 2] 国土交通省 HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

（６）手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第 28 回試験（平成 28 年度）の合格発表が平成 29 年 1 月 31 日（火）に行われたところである。

（資料 2－10）手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

第 29 回試験（平成 29 年度）についても、以下のとおり全国 3 会場において、学科試験と実技試験を 2 日間の日程で実施される予定となっているので、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いしたい。

第29回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成29年 9 月 30 日（土）〔会場：東京、大阪、熊本〕

実技試験 平成29年10月 1 日（日）〔会場：東京、大阪、熊本〕

3 障害者の社会参加の促進について

障害者の社会参加の促進は、共生社会の実現のために極めて重要であることから、厚生労働省としても、様々な支援を行っているところであり、このうち、芸術文化活動、身体障害者補助犬、補装具費支給制度及び日常生活用具等給付等事業、障害者の支援機器に関しては、次のとおり促進することとしている。

（１）芸術文化活動の振興

ア 全国障害者芸術・文化祭

全国障害者芸術・文化祭については、平成 27 年度から国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することを原則としている。また、平成 29 年度及び平成 30 年度については、国民文化祭との一体開催が予定されている。このため、開催地となった都道府県においては、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会と同様に、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の相互の連携を図ることにより、国民の障害への理解をより一層促進するよう努められたい。

なお、平成 29 年度以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、次のとおり予定しているので、管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いしたい。

- 第 17 回（平成 29 年度）奈良県（平成 29 年 9 月 1 日～11 月 30 日予定）
- 第 18 回（平成 30 年度）大分県（平成 30 年 10 月 6 日～11 月 25 日予定）
- 第 19 回（平成 31 年度）新潟県（予定）
- 第 20 回（平成 32 年度）宮崎県（予定）
- 第 21 回（平成 33 年度）和歌山県（予定）

また、平成 29 年度予算案においては、全国障害者芸術・文化祭が、各地域のサテライト開催と連携・連動した大会となるよう、開催県（奈良県）にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図ることとしている。

各都道府県におかれては、奈良県との連携に努められたい。

<障害者芸術・文化祭のサテライト開催>

平成 28 年度において、全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催を地域生活支援事業（都道府県事業）のメニューとして追加し、全国的な機運の醸成を図ることとしたところであるが、平成 29 年度予算案においては、本事業を地域生活支援促進事業に位置付け、補助率を 1 / 2 とすることとしているので、各都道府県におかれては、本事業の活用について積極的にご検討いただきたい。

イ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施

（ア）障害者の芸術活動支援モデル事業のとりまとめ

平成 25 年に開催した「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」における中間取りまとめを受け、平成 26 年度から 3 年間を目途に、芸術活動を行う障害者やその家族、福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援する拠点に関するモデル事業を実施し、その成果を今後のさらなる障害者の芸術活動支援の推進につなげていくこととしている。

本モデル事業の実施団体については、都道府県の側面的支援を受けつつ実施することが事業の円滑な実施に効果的であることから、各都道府県の推薦を受けた団体であることを必須としており、平成 26 年度は 5 団体、平成 27 年度は 7 団体、平成 28 年度は 10 団体で実施しているところである。

これまで、成果につながる取組事例集を平成 26 年度及び平成 27 年度に作成してきたところであるが、今年度は 3 年間の成果を「障害者の芸術活動支援センター設立・運営マニュアル」としてとりまとめ、ホームページ等で公表することを予定しているので、ご承知おきいただきたい。

これまでのモデル事業実施団体の取組状況や成果については、モデル事業連携事務局が運営するホームページ（障害者の芸術活動支援モデル事業[厚生労働省]）において公表しており、今後も、厚生労働省ホームページ等でも公表していくこととしているので、ご参照いただきたい。

(イ) 障害者芸術文化活動普及支援事業の創設

平成 29 年度予算案においては、本事業で培った支援ノウハウを全国展開し、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図るため、「障害者芸術文化活動普及支援事業」を創設し、美術のみならず、演劇、音楽等の舞台芸術に対する支援体制の充実を図ることとしている。

現在、平成 29 年度の公募を行っているところであるので、各都道府県におかれては、応募団体の推薦などご協力をお願いしたい。

なお、平成 29 年度予算案においては、定額（10／10）補助であるが、今後は、地域における実施体制の構築を図ることがより一層重要となることから、平成 30 年度には、実施主体を都道府県とすることを予定している。各都道府県におかれては、予算措置等の準備をお願いしたい。

（資料 3－1） 障害者の芸術文化活動支援の概要

ウ 2020 年東京オリパラに向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行うため、厚生労働省と文化庁の共催で「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を開催しており、随時、各都道府県に情報提供していくこととしているので、厚生労働省ホームページ等をご参照いただくとともに、関係団体等に周知いただきたい。（これまでに、平成 27 年 6 月 30 日、12 月 9 日、平成 28 年 11 月 9 日に開催）

エ 芸術文化活動及びレクリエーション活動等の推進

芸術文化活動やレクリエーション活動等を通じて、障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者がスポーツに親しむ機会の提供等に関する支援について、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」及び「芸術文化活動振興」の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

(2) 「国際障害者交流センター」の活用

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすい 21 世紀のノーマライゼーションのモデル施設である。

ビッグ・アイは、最大 300 席の車椅子席を設定でき、障害のある者も障害のない者

も利用可能な多目的ホールや、研修室、車椅子利用でも余裕の広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

(資料 3-2) 国際障害者交流センター (ビッグ・アイ) の案内、実施事業一覧
(詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。)

併せて、災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成する「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」を本年度から実施しており、引き続き 29 年度も実施を予定しているので、関係機関への周知をお願いしたい。

(3) 身体障害者補助犬について

ア 制度の理解促進

身体障害者補助犬の使用者が地域で安心して生活するためには、地域において補助犬及びその使用者に対する正しい理解の促進が重要である。

しかしながら、一部の医療機関、飲食店等において、未だに身体障害者補助犬及びその使用者の受入拒否が散見されるところであり、先般公表された「障がい者の舞台芸術表現・鑑賞に関する実態調査報告書」(2017 年 2 月、日本財団パラリンピックサポートセンターパラリンピック研究会発行)によると、公立文化施設協会加盟施設に対する調査において、ホール内に補助犬を同伴できない劇場・文化施設が 15.9%も回答した結果があったところである。

各地方公共団体におかれては、関係部署とも十分連携いただき、制度の周知徹底をお願いしたい。

イ 制度の普及啓発

厚生労働省では、これまでも「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力をいただきながら身体障害者補助犬やその使用者に対する国民の理解の促進に取り組んできたところである。特に、平成 28 年 8 月に発生した東京メトロ青山一丁目駅のホーム転落事故以降は、普及啓発イベントにおいて、補助犬使用者に対しては、積極的に声がけいただくよう、強くお願いしているところである。

また、平成 28 年 8 月 18 日に、政府インターネットテレビで、補助犬の理解促進のための番組を掲載したので、各地方公共団体の担当者におかれては、必ずご試聴いただくとともに、病院や公共施設等の地域の事業所等への周知をお願いしたい。

<番組名>

政府インターネットテレビ「徳光・木佐の知りたいニッポン！

～障害のある方のパートナー もっと理解しよう！ ほじょ犬のこと」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prgl4097.html>

政府 補助犬 で検索

なお、広報啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等の追加が必要な場合には送付するので、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加支援係
TEL：03-5253-1111（内線 3073）

[参考] 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

ウ 身体障害者補助犬育成促進事業の活用

身体障害者補助犬が、使用者とともに円滑に地域社会に受け入れられるためには、使用者と受入側の相互の理解を深めることが重要である。

このため、平成 28 年度から、地域生活支援事業において、身体障害者補助犬の育成に要する費用の補助に加えて、新たに

- ① 地域における理解促進や普及・啓発
- ② 利用希望者のニーズ把握、訓練事業者の供給体制の把握
- ③ 他県との連携体制の構築

を対象としたところである。

各都道府県におかれては、これらを積極的にご活用いただき、身体障害者補助犬法の趣旨や障害者差別解消法の施行も踏まえつつ、地域の理解促進、ニーズ・供給体制の把握及び良質な補助犬の確保に、より一層取り組んでいただきたい。

(資料 3－3) 身体障害者補助犬関係資料

(4) 補装具費支給制度

ア 補装具費支給制度における借受け方式の導入について（平成30年度施行）

身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に要する費用について支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」よりも「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。

そこで、先般の国会における障害者総合支援法の一部改正法案の成立により、平

成30年度から、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切な場合に限り、「貸与」に要する費用について、新たに補装具費の支給の対象とすることとなっている。

現在、公益財団法人テクノエイド協会において、平成28年度調査研究事業「補装具費支給制度への借受け導入に係る制度のあり方に関する研究」を実施しているところであり、今年度中に成果がまとまり、公表される予定である。当該成果等を踏まえ、今後、具体的な対象要件等を、各地方公共団体等に情報提供していくので、各地方公共団体におかれては、平成30年度の円滑な施行に向けて、準備願いたい。

イ 補装具の適切な支給に向けた取組の推進

補装具費支給制度の運用にあたっては、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところである。申請者の状況を適切に判定し、支給決定された補装具が確実に申請者に引き渡さされるよう、引き続き補装具費の適正な運用に向けた取組をお願いする。

当室へは、これまでも、下記のような取組の好事例について報告を受けているところであり、各自治体におかれては、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具費の適切な支給に向けた全国の取組を推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

【取組例】

＜都道府県域が広大な自治体の場合の対応＞

- ① 身体障害者更生相談所（支所を含む）の複数設置
- ② 巡回相談（判定）の実施

＜適切な補装具取扱い業者を選定するための対応＞

- ① 事業者の専門性の確認（「認定補聴器専門店」等の民間認定を含む）
- ② 取扱い種目に対応した専門知識を有する者の配置状況の確認（「認定補聴器技能者」等の民間資格を含む）

（資料３－４）認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

＜適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等を行うための対応＞

- ① 処方に係わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認
- ② 補装具の引渡し後、直接又は写真の提出等により、支給決定内容との突合・確認を行う

ウ 難病患者等に対する補装具費の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等

が加わり、難病患者等についても補装具費の支給対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づく補装具が必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要があるが、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、身体の状態や生活環境を考慮するなど、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

エ 介護保険との適用関係

補装具費と介護保険制度との適用関係については、車椅子など補装具と同様の品目は介護保険サービスによる保険給付を優先して受けることが基本となるが、標準的な既製品ではなく、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費を支給して差し支えないこととしている（平成 19 年 3 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）。このため、各市町村におかれては、障害者等の年齢によって一律に介護保険給付を優先適用させることなく、障害者等の個別の状況を考慮した上で適切に判断するようお願いする。

オ 耐用年数の取扱い

耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者等の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者等の実情に沿った対応が行われるよう十分な配慮をお願いする。

（５）日常生活用具給付等事業

ア 日常生活用具給付等事業の適正な実施等

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成 27 年度実績では、ほぼ 100%の市町村で実施している。

本事業は事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において、事業実施の効率化が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、過去に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、ニーズを把握した上で実勢価格の調査を行う等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額等となるよう見直しに努められたい。

特に、ストーマ用装具については、購入価格につき、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するほか、紙おむつ等については、適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。

なお、給付が必要な方には、財源によって一律に給付を妨げることにより、日常生活や社会参加の妨げとならないよう、ご留意いただきたい。

イ 日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

ウ 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づき、必要と認められる難病患者等に日常生活用具の給付等を行う必要があるが、給付等の相談並びに申請が行われた場合には、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

(6) 支援機器等

ア 自立支援機器の開発促進

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた自立支援機器の実用的製品化支援や技術支援が重要である。このため、実用的製品化に要する費用の一部を助成することにより、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

開発費については、これまで、モニター評価に要する経費などの実用的製品化に要する費用の一部について、総事業費の 1 / 2 を助成していたが、平成 29 年度予算案においては、開発を行う中小企業に対する補助率を 2 / 3 にかさ上げし、新たな企業の参入を促すとともに、より一層の開発を促進することとしている。

また、開発テーマに「障害者の就労支援機器」を追加し、就労に資する支援機器の製品化を促すこととしている。

なお、平成 29 年度の実施団体の公募を現在実施しており、予算案成立後、速やかに実施団体を決定し、開発企業の公募を実施する予定である。

イ シーズ・ニーズマッチング交流会の開催

平成26年度から、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発をスタートさせる機会を設ける「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催し、実用的製品開発に寄与するとともに、障害者自立支援機器の分野への企業の新規参入を促進しているところである。平成28年度は、大阪と東京の2ヶ所で開催し、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見をいただいたところである。また、各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

平成29年度は、開催場所や開催日数の見直しを行い、より参加しやすいよう工夫することとしているので、各都道府県におかれては、管内市区町村、関係団体及び福祉機器開発関連企業等に対して周知を図っていただくとともに、産業振興担当等関係部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いしたい。

ウ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要なとされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを構築し、平成22年2月から運用しているところである。

平成28年3月からは、スマートフォンからの投稿も可能となるよう改良されたところであるので、各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-aids.or.jp/>)

エ 地域における障害者自立支援機器の普及促進

近年の開発技術の進歩などにより、障害者向けの支援機器の開発が進んでいるが、地域における障害者のみならず、病院や市町村からは、こういった支援機器があるか分からない、活用できるか分からないといった声がある。

一方、開発を行う企業としても、障害者がどのような困りごとがあるか、どのような支援機器があると生活や社会参加に役立つか、ニーズを把握する機会が乏しいといったご意見が見受けられるところである。

このため、平成28年度に、地域生活支援事業（指定都市を含む都道府県事業）のメニューに「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を追加し、地域において障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器を広く普及する拠点となる「障害者支援機器活用センター」において、個別相談等を通じてニーズの把握を行いながら、地域の社会資源を活用したネットワークづくりや機能強化を支援することにより、支援機器を活用した障害者の社会参加や自立の促進を図ることとしたところである。

当該事業は、地域において新たな社会資源を創造し育てていく事業であり、厚生労働省としても、現場の状況を把握していきながら、具体的なイメージや事例について、引き続き、情報提供していきたいと考えている。

各都道府県、指定都市におかれては、積極的に当該事業の活用をご検討いただき、より障害者のニーズに即した支援機器の開発が促進されるとともに、支援機器の必要な方に適切な支援機器がより確実に届くよう、地域における障害者の支援環境の充実を図っていただきたい。

(資料3-5) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等

